

鳥取県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年2月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
179号	東伯郡三朝町大字今泉字宮ノ本943地先から同大字字畑ヶ田 1068-2地先まで	平成24年2月10日